

平成 25 年 12 月定例会 原案可決・全会一致

議会案第 13 号

「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」「一定以上の所得のある人の利用料を 2 割に引き上げること」を取り下げることについての意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 25 年 12 月 16 日

提 出 者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 佐藤 政 喜

「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げること」を取り下げることについての
意見書

現在、厚生労働省社会保障審議会において、介護保険制度の根幹にかかわる政府案が提案されている。中でも「要支援者を介護保険制度の給付対象からはずし、市町村の支援事業に委ねる」との提案は、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり、市町村の財政上、事務上の負担も軽視できないものとする。

厚生労働省は11月14日に開催した社会保障審議会介護保険部会に「予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続すること」を提案したが、訪問介護と通所介護は予防給付の89.6%にあたり、要支援外しの本質は変わっていない。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 「要支援者を介護保険制度の給付対象からはずし、市町村の支援事業に委ねる」ことを取り下げること。
- 2 「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げる」ことを取り下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日

郡山市議会